

平成22年度地域の特徴的温暖化対策機器普及促進事業【4次公募】

公募要領

平成22年8月

環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、平成22年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）により、地域の特徴的温暖化対策機器普及促進事業（4次公募）を行うこととしています。

事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱」（以下、交付要綱という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）実施要領」（以下、実施要領という。）に従った手続き、及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等関係法令により適正な事業管理と執行を行っていただくこととなります。

なお、平成22年度の交付要綱及び交付要領については、環境省のホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

公募要領目次(地域の特徴的温暖化対策機器普及促進事業)

1. 補助対象事業の概要及び目的
2. 補助対象となる事業について
3. 補助対象事業の選定について
4. 応募の方法について

○補助事業における留意事項について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

○補助事業における利益等排除について

○地域の特徴的温暖化対策機器普及促進事業について

[平成22年度予算額：256百万円]

1. 補助対象事業の概要及び目的

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体、地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等が、日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等に取り組む組織である地球温暖化対策地域協議会による事業として、一定の条件を満たす民生用温暖化対策機器を、地域において連携して導入する事業に対して一定の補助を行うものです。これによって、温暖化対策に取り組む地域協議会の活動を活性化・支援し、対策機器の普及を効率的に進めることを目的としています。

2. 補助対象となる事業について

(1) 事業の内容

地域協議会の事業として行う、次の先進的な再生可能エネルギー・省エネルギー機器を地域で連携して導入する事業に対して必要な経費の一部を補助します。

i) 再生可能エネルギー機器

① 太陽熱利用冷暖房システム

家庭や事務所等の業務施設に、一定の要件を満たす太陽熱を利用して冷暖房を行うシステムを地域で連携して導入する事業。

② 太陽光利用照明システム

家庭や事務所等の業務施設に、一定の要件を満たす太陽光を動力を用いず集光し、室内照明用途に利用するシステムを地域で連携して導入する事業。

③ 窓用等透過型太陽光発電システム

家庭や事務所等の業務施設に、一定の要件を満たす窓用等に光透過型太陽電池を利用したシステムを地域で連携して導入する事業。

④ バイオマス燃料燃焼機器

家庭や事務所等の業務施設に、一定の要件を満たすバイオマス燃料燃焼機器(木質ペレットストーブ、薪ストーブ、木質ペレットボイラーを用いた空調設備)を、地域で連携して導入する事業。

⑤ 小型風力発電システム

家庭、事務所、街灯などに、数百Wから数kWの発電容量の小型風力発電システムを、電源用として地域で連携して導入する事業。

ii) 省エネルギー機器

① 地中熱ヒートポンプシステム

家庭や事務所等の業務施設に、10kW級のヒートポンプ（暖房能力 COP3.5以上）を用いた地中熱利用システム（地下水熱利用を含む）を地域で連携して導入する事業。

② 業務用省エネ型冷蔵・冷凍・空調設備

コンビニエンスストアやスーパーなどで用いる業務用の設備であって、一定の要件を満たす省エネ型の冷蔵・冷凍・空調設備を地域で連携して導入する事業。

③ パーソナルコンピュータ用高効率電源制御装置又は設備

パーソナルコンピュータ用の一定の要件を満たす高効率電源制御装置又は設備を地域で連携して導入する事業。

④ セラミックメタルハライドランプ、無電極放電ランプ

商店等の事業所などへ、省エネ照明設備（セラミックメタルハライドランプ、無電極放電ランプ）を地域で連携して導入する事業。

(2) 補助対象者

地球温暖化対策の推進に関する法律第26条に規定する地球温暖化対策地域協議会の事業として行う、(1) i) ①～⑤、ii) ①～④の対策設備等の導入事業により、対策設備等の所有者となる方に対し補助金を交付します。なお、地域協議会については、環境省の地球温暖化対策地域協議会登録簿に登録されているものとします。（本事業の応募期間中、あるいは応募と同時に環境省の登録簿へ登録を行う地域協議会も含まれます。登録方法等詳細については、環境省のホームページ（URL：<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kyogikai/index.html>）をご参照ください。）

ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第24条に基づく地域地球温暖化防止活動推進センターが事務局を行う地域協議会で、かつ、導入する対策設備等の所有者（設置者）が地域協議会の構成員たる法人格を有する団体である場合など、地域協議会が補助事業者として善管義務を将来にわたって十分に発揮出来ると思われるケースについては、例外的に補助事業者と導入対策設備等の所有者（管理者）の一致しない場合においても、地域協議会を補助事業者として申請を受け付けます。この場合の補助事業者は地域協議会となり、交付決定等も地域協議会に対して行うこととなります。

(3) 補助対象経費

① 対象経費

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り（別添参照）。

<経費の区分>

事業を行うために必要な本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費

※一般に対する説明会のように、通常の販売促進費との相違が明確でないものは対象に含みません。

②交付額

対象経費の1/3を限度とします。

ただし、(1) i ②については交付額の上限を30万円とします。(1) i ④の事業のうち木質ペレットストーブ、薪ストーブにあつては、交付額の上限を10万円とします。(1) ii ③については200万円を上限額とします。

また、本事業内において同一の住宅および建築物の重複応募はできません（同一地域協議会の複数応募は可能です）。

(4)補助の条件

(共通事項)

○維持管理

導入した対策設備等は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

○二酸化炭素排出削減量の把握等

補助事業者は、施設の本格稼働開始の日からその年度末まで、及びその後の3年間の期間について、事業の実績（電気、ガス使用量またはその他燃料使用量等）及び二酸化炭素排出削減量を毎年とりまとめた事業報告書を作成し、地域協議会においてとりまとめの上、当該年度の翌年度の4月末までに地方環境事務所へ、紙媒体で1部、電子媒体（CD-ROM）で1部提出すること。また、地域協議会においては、本事業を実施したことによる波及効果についても報告すること。

また、環境省及び地方環境事務所の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

なお、補助事業者が、自ら年間を通じて居住しない住宅については、二酸化炭素削減効果が確実に保障されないため、補助対象外とします。

(メニュー毎の条件)

① 再生可能エネルギー機器

ア 対象事業

以下に掲げる再生可能エネルギー機器を導入する事業。

(ア) 太陽熱利用冷暖房システム

太陽熱を利用して冷暖房を行うシステムであつて、以下のいずれかに該当するもの。

- ・住宅に設置される太陽熱利用のソーラーシステム（強制循環型）で

あって、財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けた機器であること。

・業務施設に設置される太陽熱利用のソーラーシステム(強制循環型)であって、給湯機能又は給湯・冷暖房機能を有するもの。

(イ) 太陽光利用照明システム

住宅等の屋根面等で太陽光を動力を用いずに集光し、屋内の照明用途に利用するシステムであって、以下の全ての要件を満たすもの。

・太陽光を屋根面等で動力を用いずに集光し、高反射の筒型により屋内に導き、照明用途に利用できること。

・筒型反射面の反射率は90%以上であること。(JIS Z 8741:1997に基づく測定による数値)

・室内採光部は、光を広範囲に拡散させるカバーを設置すること。

・風雨に対し建物への影響に対する安全対策が施されていること。

・建築基準法等の関連法規や、地方公共団体が制定する条例を遵守していること。

(ウ) 窓用等透過型太陽光発電システム

住宅等の窓用等に光透過型太陽電池を利用したシステムであって、以下の全ての要件を満たすものであること。

・窓等に設置する場合に光透過機能を持ち、発電機構を有すること。

・JET認証を受けた機器であり、電氣的な安全性がシステムとして担保されていること。

・関連法規等の手続きを完了していること。

・風雨に対し建物への影響に対する安全対策が施されていること。

(エ) バイオマス燃料燃焼機器

木質ペレットストーブ、薪ストーブ、木質ペレットボイラーを用いた空調設備のいずれかであって、以下の全ての要件を満たすもの。

・ライフサイクル温室効果ガス削減率が50%以上であるもの。

・バイオマス利用率が80%(低位発熱量)以上であること。

・当該地域周辺でバイオマス燃料の供給体制が整備されていること。

・国内に機器メンテナンス体制が整備されていること。

・関係法令等の手続きを完了していること。

・密集地を避け、排出口と隣家との距離を十分とるなど、設置場所に配慮がなされていること。

(オ) 小型風力発電システム

小型風力発電システムであって、以下の全ての要件を満たすもの。

・市街地等の風況でも安定した発電ができること。

・強風時における安全対策が施されていること。

・騒音が発生しないこと。

・プロペラなどの回転部に容易に人が接触することがないように、人の

手の届かない高さに設置したり、周囲に柵を設けるなどの措置がとられていること。

・住民等の目に多く触れるなど、温暖化対策技術の普及啓発としての効果も期待できる場所であること。

・建築基準法等の関連法規や、地方公共団体が制定する条例を遵守していること。

イ 規模要件

本事業は、ひとつの地域協議会における機器の導入件数が原則として10件以上となるものを対象とします。ただし、ア(ア)、ア(ウ)、ア(エ)のうち木質バイオマスペレットボイラーを用いた空調設備を導入する場合には、導入件数が3件以上を予定するものを補助対象とする。

ウ 機器整備を行う地域の要件

機器整備を行う地域は、それにより相当量の二酸化炭素削減効果が期待される地域であること。

※設備の導入によって見込まれる二酸化炭素削減効果を、具体的なデータとともに示してください。

②省エネルギー機器

ア 対象事業

(ア) 地中熱ヒートポンプシステム

10kW級のヒートポンプ(暖房能力COP3.5以上)を用いた地中熱利用システム(地下水熱利用を含む)であること。

(イ) 業務用省エネ型冷蔵・冷凍・空調設備

コンビニエンスストアやスーパーなどで用いる業務用の設備であって以下のいずれかの要件を満たすもの。

- ・冷蔵・冷凍・空調一体型システムであるもの。
- ・冷蔵・冷凍設備であって、インバータ制御機能を有するもの。
- ・高効率空調設備であって、冷暖平均(冷房専用機にあっては冷房定格)COP3.0以上、かつAPF4.0以上であるもの。

(ウ) パーソナルコンピュータ用高効率電源制御装置又は設備

以下の全ての要件を満たすもの。

- ・CO₂排出量や消費電力量等を「見える化」する機能を有するもの。
- ・消費電力の削減余地を「見える化」することにより、利用者の省エネ行動を促す機能を有するもの。
- ・パソコンが使用されていない時間帯等をパソコン自らが検出し、自動的に省エネモードに移行する機能を有するもの。
- ・業務用のパーソナルコンピュータを対象する場合にあっては、組織単

位での CO2 排出量、消費電力量及び消費電力の削減余地等のデータを取得でき、事業所や事務所における省エネ対策の検討に資するもの。

(エ)セラミックメタルハライドランプ、無電極放電ランプ

街路灯用、防犯灯用または体育館等の公益的施設用のものであること。

イ 規模要件

本事業は、一つの地域協議会における機器の導入件数が原則として10件以上となるものを対象とします。ただし、ア(ア)を導入する場合には導入件数が3件以上を予定するものを補助の対象とする。

ウ 機器整備を行う地域の要件

機器整備を行う地域は、それにより相当量の二酸化炭素削減効果が期待される地域であること。

※設備の導入によって見込まれる二酸化炭素削減効果を、具体的なデータとともに示してください。

3. 補助対象事業の選定について

- (1) 一般公募を行い、選定します。
- (2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに厳正に審査を行い、平成22年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定(内示)します。
- (3) 採択基準

「補助金額」(別紙2で算出するもの。)を「事業によるCO2削減効果」(別紙1に記載するもの。)で除した「トン当たり削減費用(補助金ベース)」を主要な指標として、このトン当たり削減費用の低いもの(費用対効果の高いもの)を優先しつつ、CO2削減量(絶対量)、導入する対策設備等の新規性や波及効果等を総合的に勘案し採択することとします。

<事例1>

住宅10戸に太陽光利用照明システムを導入する事業について、(A)住宅1戸当たりの対策設備導入費用が100万円となる事業と、(B)(A)の事業よりも二酸化炭素排出量がより多く削減でき、設備整備に必要な費用が200万円となる事業がある場合は、住宅1戸に対する交付額の上限が30万円であることから、どちらの事業の交付額も住宅1戸あたり30万円となり、事業全体に対する交付額は300万円となりますが、トン当たりの削減費用(費用対効果)の観点から、(B)の事業を優先的に採択します。

<事例2>

同じ対策設備を(A)10件に導入する事業と(B)20件に導入する事業がある場合は、CO2削減量(絶対量)の観点から(B)の事業を優先的に採択します。

- (4) 補助事業選定後の留意事項

事業報告の結果、本事業により導入した設備による二酸化炭素削減効果が、当初に見込まれていた量に比べ非常に小さい、又は全く見られない場合においては、交付要綱に基づき、補助を取り消す、あるいは交付した補助金の一部又は全額を返還して頂く場合があります。

4. 応募の方法について

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類を、郵送により、公募期間内に管轄する地方環境事務所へ提出していただきます。書類は、封書に入れ、宛名面に「地域の特徴的温暖化対策機器普及促進事業(4次公募)応募書類」と赤字で明記してください。地方環境事務所にて受領した後、受領した旨を E-mail 又は F A X で連絡いたします。提出後、1週間程度しても受領確認の連絡がない場合は、管轄する各地方環境事務所へお問い合わせください。

応募書類の作成に当たっては、必ず、様式の電子ファイルをダウンロードして、応募書類様式に従って作成するようお願いします。

(2) 応募に必要な書類及び提出部数

- [1] 事業実施計画書【別紙1】 Word(doc.)形式 (地域協議会が一括して作成)
提出部数：紙媒体 1部 電子媒体(CD-ROM) 1枚
- [2] 経費内訳【別紙2】 Excel(xls.)形式 (対策設備の導入者ごとに作成)
提出部数：紙媒体 1部 電子媒体(CD-ROM) 1枚
- [3] 地球温暖化対策地域協議会の概要、これまでの活動実績、今後の活動計画及び地球温暖化対策地域協議会の活動における補助対象機器を導入する取組の位置付け等を示す書類。
提出部数：紙媒体 1部 電子媒体(CD-ROM) 1枚

(3) 公募期間

第4次公募予定 平成22年8月26日(木)～平成22年9月27日(月) 必着

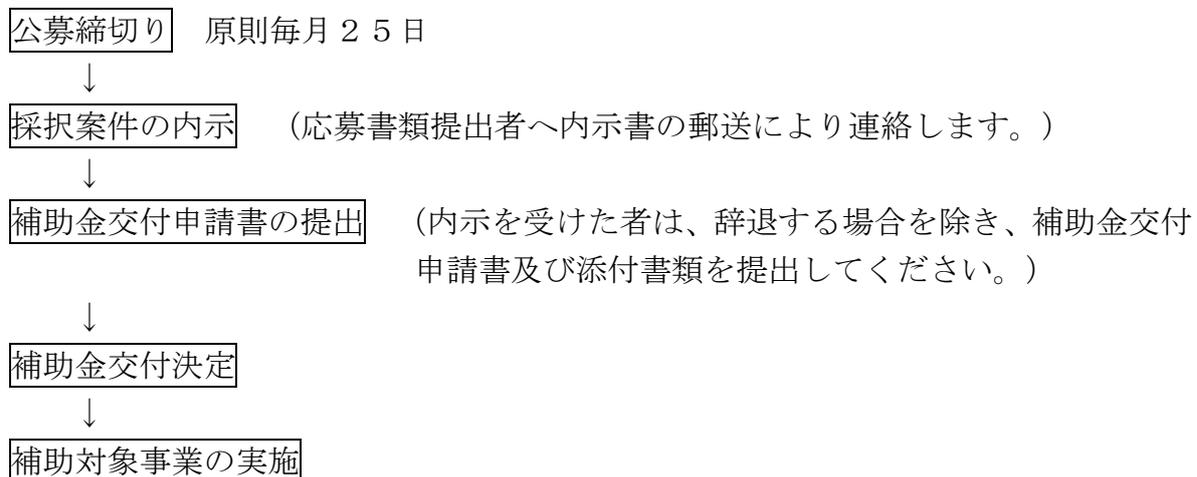
応募の状況に応じ、予算の配分が可能な場合には、追加公募を行います。追加公募はその締切り(必着)を、毎月25日(25日が土日祝日の場合はその翌営業日)として行います。募集の実施状況については環境省ホームページを御確認ください。

(4) 応募にあたっての留意事項

応募に当たっては、具体的な設置場所と導入する対策設備の内容を明記していただくようお願いいたします。設置場所と導入する対策設備の内容の変更は原則として認められませんので、事業内容が固まった段階で応募していただくようお願いいたします。

(5) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールは以下のとおりです。なお、補助金交付申請書の提出に当たっては、全件の交付申請書をまとめて提出していただきます。分割して申請することは認められません。



(6) 提出先／お問合せ先

次表の区分により、管轄する地方環境事務所へ応募書類を提出してください。

事務所名 管轄区域	所在地・連絡先
北海道地方環境事務所 環境対策課 北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 3階 TEL 011-299-1952 FAX 011-736-1234
東北地方環境事務所 環境対策課 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・ 山形県・福島県	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F TEL：022-722-2873 FAX：022-724-4311
関東地方環境事務所 環境対策課 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・ 山梨県・静岡県	〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F TEL：048-600-0815 FAX：048-600-0517
中部地方環境事務所 環境対策課 富山県・石川県・福井県・長野県・ 岐阜県・愛知県・三重県	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-955-2134 FAX：052-951-8889
近畿地方環境事務所 環境対策課 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・ 奈良県・和歌山県	〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 大阪マーチャングイズマートビル8F TEL 06-4792-0703 FAX 06-4790-2800
中国四国地方環境事務所 環境対策課 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県	〒700-0984 岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1F TEL：086-223-1581 FAX：086-224-2081
九州地方環境事務所 環境対策課 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22 TEL 096-214-0332 FAX 096-214-0349

○ 補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付要綱に定めるところによることとします。

なお、同じ内容の事業で他の省庁などから国庫補助金等を既に取り得している、又は同時に取得する事業については、当該事業に応募することができません。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

地方環境事務所は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は地方環境事務所からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点を以下に記します。

- ・新規応募事業の場合、契約・発注日は地方環境事務所の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

(4) その他

補助対象経費の詳細は別添の内容となります。上記の他、必要な事項は交付要綱に定めておりますので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を地方環境事務所あてに提出していただきます。

この期限に間に合わない場合は補助金の支払いが出来なくなる可能性があります。

地方環境事務所は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします【「補助事業における利益等排除について」参照】。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、地方環境事務所から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後地方環境事務所から補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

(注) なお、仕入れに係る消費税等相当額は、消費税等の計算上、控除対象となりますが、課税業者が仕入れに当たって支払う消費税等の額を控除の対象とするため、その一部に補助金が入った場合、当該課税業者は消費税控除額における補助金対象額を国に返還していただく必要があります。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反し

て使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう) しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱に定めておりますので、これを参照してください。

別添

1 区 分	2 費 目	3 細 目	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して、事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）</p> <p>次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、②準備、後片付け整地等に要する費用、③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、④技術管理に要する費用、⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>

事務費		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
		付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
		機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
		測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。 事務費は、工事費の金額に対し、次の表

別表

1 区分	2 費 目	3 細 目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きに必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいう。
		備品購入費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

○補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」

といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。